

国土建第245号
平成27年1月30日

(一社) 全国中小建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」
の一部改正について

平成26年6月4日に、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が公布され、建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第308号）及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）とともに、その一部を除き、本年4月1日から施行される予定です。

つきましては、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」は平成27年4月1日より適用されることとなっております。

○ 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について

(平成 13 年 4 月 3 日国総建第 99 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 平成 27 年 1 月 30 日国土建第 243 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）が建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）を行う際の基準及び標準処理期間については、別添 1 及び別添 2 により取り扱われるよう通知する。

なお、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定により、地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準及び標準処理期間については、これを定め、又は定めるよう努めた上、これらを備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないこととされているので、遺漏のないよう取り扱われたい。

[別添 1]

地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準

第 1 章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準

地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第 1 から第 5 までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第 7 条及び第 8 条関係）。

（経營業務の管理責任者）

第 1 申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、次の 1 から 4 までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の 1 から 4 までのいずれかに該当する者であること。

- 1 許可を受けようとする建設業に関し 5 年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- 2 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し 7 年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- 3 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあつて次のいずれかの経験を有する者
 - (1) 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として 5 年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験

(2) 7年以上経營業務を補佐した経験

4 国土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

(注1) 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。

「取締役」とは、株式会社の取締役をいう。

「執行役」とは、委員会設置会社の執行役をいう。

「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等をいう。

(注2) 「役員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。

なお、「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

(注3) 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいう。

(注4) 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、法人の役員、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

(注5) 「経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験」(以下「執行役員等としての経営管理経験」という。)とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。

執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を受けようとする建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、3(1)に該当するものとする。

3(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が役員に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類
- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

- ・ 業務執行を行う特定の事業部門における業務執行実績を確認するための書類

過去5年間における請負契約の締結その他の法人の経營業務に関する決裁書その他これに準ずる書類

(注6) 「経營業務を補佐した経験」(以下「補佐経験」という。)とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位(法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。

許可を受けようとする建設業に関する7年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験又は許可を受けようとする建設業若しくはそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、3(2)に該当するものとする。

法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、3(2)に該当するものとする。

3(2)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(2)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 被認定者による経験が役員又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

- ・ 被認定者における経験が補佐経験に該当すること及び補佐経験の期間を確認するための書類

過去7年間における請負契約の締結その他の法人の経營業務に関する決裁書、稟議書その他これらに準ずる書類

(注7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から4までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から4までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から4までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たし

ているものとして取り扱うものとする。

なお、1 から 4 までのいずれかに該当する者が第 2 に規定する専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。

（専任技術者）

第 2 申請者が営業所ごとに次の 1 から 5 までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

- 1 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後 5 年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者で在学中に一定の学科を修めたもの
- 2 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正 14 年文部省令第 30 号）による検定で一定の学科に合格した後 5 年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和 18 年文部省令第 46 号）による検定で一定の学科に合格した後 3 年以上実務の経験を有する者
- 3 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者
- 4 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第 2 欄に掲げる者
- 5 国土交通大臣が 1 から 4 までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

（注 1） 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

- ・ 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ・ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

（注 2） 「高等学校」には、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による実業学校を含む。

「大学」には、旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。

「高等専門学校」には、旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を含む。

(注3) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。ただし、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算しない。なお、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入する。

(注4) 「一定の学科」とは、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第1欄に掲げるものである。

(注5) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から5までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から5までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から5までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、専任の技術者と経營業務の管理責任者との兼任については、第1の注5を参照。

(誠実性)

第3 申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。申請者が個人である場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

(注1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。

(注2) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。

(注3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注1に該当する行為をした事実が確知された場合又は注2のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

(財産的基礎、金銭的信用)

第4 申請者が請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかでないこと。

(注1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあつては500万円に満たない工事に係るものを含まない。なお、これらの額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

(注2) 次のいずれかに該当する者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱うものとする。

- ・ 自己資本の額が500万円以上である者
- ・ 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
- ・ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

ここで、「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(注3) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

(欠格要件)

第5 申請者が次の1から13まで(許可の更新を受けようとする申請者にあつては、1又は7から13まで)のいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないこと。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 法第29条第1項第5号又は第6号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- 3 法第29条第1項第5号又は第6号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者

- 4 3に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、3の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは一定の使用人であった者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 5 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 7 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 8 法、又は一定の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 10 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から9まで又は11（法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
- 11 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者（2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は一定の使用人であった者を除く。）のあるもの
- 12 個人で一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者（2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であった者を除く。）のあるもの
- 13 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（注） 「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものである。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第31条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 1 項又は第 10 項前段（同法第 88 条第 1 項から第 3 項まで又は第 90 条第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第 98 条
- ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 13 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 23 条
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 81 条第 1 項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 91 条
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 64 条第 1 項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第 100 条
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 5 条の規定に違反した者に係る同法第 117 条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 44 条第 1 項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 44 条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第 6 条の規定に違反した者に係る同法第 118 条第 1 項
- ・ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 44 条の規定に違反した者に係る同法第 64 条
- ・ 労働者派遣法第 4 条第 1 項の規定に違反した者に係る同法第 59 条

第 2 章 特定建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準

地方整備局長等は、申請者が次の第 6 から第 10 までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、特定建設業の許可をしない（法第 15 条及び第 17 条関係）。

（経營業務の管理責任者）

第 6 申請者が第 1 の基準と同様の基準を満たすものであること。

（専任技術者）

第 7 申請者が営業所ごとに次の 1 から 6 までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、指定建設業の許可を受けようとする申請者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、1 に該当する者又は 3 から 6 までの規定により国土交通大臣が 1 に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

- 1 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第 3 欄に掲げる者
- 2 第 2 の 1 から 5 までのいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、2 年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者
- 3 許可を受けようとする建設業が指定建設業である場合においては、次のすべてに該当する者で、国土交通大臣が 1 に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

- ・ 昭和 63 年 6 月 6 日時点で特定建設業の許可を受けて指定建設業に係る建設業を営んでいた者の専任技術者（法第 15 条第 2 号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいう。）として当該建設業に関しその営業所に置かれていた者又は同日前 1 年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者であること。

ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 6 年政令第 391 号。以下「改正令」という。）の公布の日から改正令附則第 1 項ただし書に規定する改正規定の施行の日までの間（以下「特定期間」という。）に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者（法第 15 条第 2 号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいう。）として当該建設業に関しその営業所に置かれた者又は特定期間若しくは改正令の公布前 1 年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれた経験のある者であること。

- ・ 当該建設工事に係る昭和 63 年度、平成元年度又は平成 2 年度の法第 27 条第 1 項に規定する技術検定の 1 級試験を受験した者であること。

ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、当該建設業に係る平成 6 年度、平成 7 年度又は平成 8 年度の法第 27 条第 1 項に規定する技術検定の 1 級試験を受験した者であること。

- ・ 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第 4 欄に掲げる講習の効果評定に合格した者であること。

4 許可を受けようとする建設業が管工事業である場合において、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による技能検定のうち、検定職種を 1 級の冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和 48 年政令第 98 号）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）、空気調和設備配管、給排水設備配管又は配管工とするものに合格した者で、一定の考査に合格し、国土交通大臣が 1 に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

5 許可を受けようとする建設業が鋼構造物工事業である場合において、職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を 1 級の鉄工及び製罐とするものに合格した者で、一定の考査に合格し、国土交通大臣が 1 に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

6 国土交通大臣が 1 から 5 までに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定した者

（注 1） 「専任」の者とは、第 2 の注 1 と同義である。

（注 2） 「指定建設業」とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び造園工事業をいう。

（注 3） 「一定の指導監督的な実務の経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が 4,500 万円（昭和 59 年 10 月 1 日前の経験にあつては 1,500 万円、昭和 59 年 10 月 1 日以降平成 6 年 12 月 28 日前の経験にあつては 3,000 万円）以上であるものに関する指導監督的な実務の経験をいう。なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験を含まない。

「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経

験をいう。

- (注4) 第2の1から5までのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、2に該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を第2の1から5までのいずれかに該当するための期間として算定すると同時に2に該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。ただし、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算しない。なお、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入する。

- (注5) 4の「一定の考査」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財団法人全国建設研修センターによって実施された管工事技術者特別認定考査である。

- (注6) 5の「一定の考査」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財団法人建設業振興基金によって実施された鋼構造物工事技術者特別認定考査である。

- (注7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から6までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から6までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から6までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、専任の技術者と第6の経營業務の管理責任者との兼任については、第1の注5を参照。

(誠実性)

第8 申請者が第3の基準と同様の基準を満たす者であること。

(財産的基礎、金銭的信用)

第9 申請者が発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。

- (注1) 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。

- ・ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
- ・ 流動比率が75%以上であること。
- ・ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

ここで、「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個

人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。

「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあつては期首資本金をいう。

「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(注2) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関するこの基準を満たしているものとして取り扱う。

(欠格要件)

第10 申請者が第5の基準と同様の基準を満たす者であること。

[別添 2]

地方整備局長等が建設業の許可（許可の更新を含む。）を行う際の標準的な処理期間について

建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類が建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条により提出先とされているその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね 120 日程度を目安とする。

- 1 建設業の許可の申請に要する書類が申請者から都道府県知事の事務所に到達した後地方整備局長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね 30 日程度を目安とする。
- 2 建設業の許可の申請に要する書類が都道府県知事から地方整備局長等の事務所に到達した後地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね 90 日程度を目安とする。

（注 1） 上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含まないものである。また、適正な申請がなされていても、審査のため、地方整備局長等又は都道府県知事が申請者に必要な資料の提供等を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含まないものである。

（注 2） 上記の期間は、申請の処理に要する期間の目安であり、その期間の経過をもって直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 5 項にいう「不作為の違法」に当たることにはならないものである。